

旅行業務取扱料金表

(この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書の一部となります。)
 いつも弊社をご利用いただき、誠にありがとうございます。弊社では、お客様との旅行の契約または渡航手続きのあっ旋、ご旅行の相談に際しまして、下記の取扱料金を申し受けます。尚、こちらの旅行業務取扱料金は、国土交通省令で定められた基準に従って定めたものでございます。更なるお客様へのサービス向上に努力して参りますので、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

国内旅行

手配旅行に係る取扱料金

区分	内容	料金
①手配料金	宿泊機関と運送機関・観光券・航空券の複合手配の場合	旅行費用総額の20%以内 ※宿泊機関・運送機関・観光券等1件1手配につき550円、航空券予約・発見1名様1区間につき1,100円の合算額を下限とします。
	宿泊機関等を単一手配する場合	1件1手配につき費用の20%以内(下限550円)
	運送機関・観光券等を単一手配する場合	1件1手配につき費用の20%以内(下限1,100円)
	航空券を単一手配する場合	1名様1区間につき航空運賃の20%以内(下限1,100円)
②変更手続料金	当該変更・取消され宿泊機関・運送機関・観光券・航空券等に係る旅行費用の20%以内。宿泊機関等・運送機関・観光券等1件1手配につき550円、航空券1人1区間につき550円の合算額を下限とします。	
③取消手続料金		
④相談料金	(1)お客様の旅行計画作成のための相談	基本料金(30分まで)2,200円 以降30分ごと2,200円
	(2)旅行日程表の作成	日程表1件につき2,200円
	(3)旅行代金見積書の作成	見積書1件につき2,200円
	(4)旅行地又は運送・宿泊機関等に関する情報提供	資料(A4版)1枚につき1,100円
	(5)お客様の依頼による出張相談	上記(1)~(4)までの5,500円増し
⑤空港等でのあっ旋サービス料金		あっ旋員1名につき11,000円
⑥添乗サービス料金		添乗員1人1日につき33,000円
⑦連絡通信料金	お客様の依頼により緊急に現地手配・取消・変更等のために通信連絡を行った場合など	1件につき550円

- (注1) 上記料金には消費税が含まれています。
 (注2) 「旅行費用」とは運賃・宿泊料その他の名目で、運送・宿泊機関等に対して支払う費用をいいます。
 (注3) 上記料金には、電話料、通信費、送料等実費は含まれておりません。通信実費を別途申し受ける場合があります。
 (注4) 上記料金は、旅行を中止される場合でも払戻しません。

①手配料金について

- ◇「手配」とは、予約を伴わない発券のみも含まれます。
- ◇同一施設に連泊の場合は1件1手配として扱います。
- ◇「運送機関等を手配する」とはJR・私鉄・バス・フェリー等の手配をすることをいいます。
- ◇同一運送機関の同時手配は、片道/往復・区間・人数等に関わらず、1件1手配として扱います。
- ◇「観光券を手配する」とは入場券・社寺券等の手配をすることをいいます。

②変更手続料金 ③取消手続料金について

- ◇手配着手等の変更、取消より申し受けます。変更の場合は変更の都度申し受けます。
- ◇上記①手配料金は別途取受致します。
- ◇宿泊・運送機関に対し、取消料・宿泊料・違約金その他の名目ですでに支払いまたはこれから支払う費用は、別途申し受けます。

⑤空港等でのあっ旋サービス料金について

- ◇夜10時から午前5時までの間、または日曜、祝祭日、年末年始等に行う場合は、5,500円増しになります。
- ◇交通実費は別途申し受けます。

⑥添乗サービス料金について

- ◇添乗員の交通費、宿泊費、その他添乗員が同行するために必要な経費を別途申し受けます。